

平成22年3月1日
文 部 科 学 省

配 布 資 料 目 録

- 資料1 法科大学院構想に係る検討経緯
- 資料2 法科大学院に係る設置基準の概要（教員の配置等）
- 資料3 法科大学院一覧（平成21年度）
- 資料4 法科大学院の認証評価について
- 資料5 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成14年法律第139号）（抄）
- 資料6 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成15年法律第40号）（抄）
- 資料7 「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について（報告）」の概要
- 資料8 法科大学院適性試験及び入学者選抜の状況について
- 資料9 専門職大学院設置基準及び学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の改正について
- 資料10 新司法試験合格状況（法科大学院別）
- 資料11 法科大学院修了者の多様な進路について
- 資料12 法科大学院の入学定員見直し検討状況について
- 資料13 法科大学院特別委員会による各法科大学院の改善状況調査の概要

法科大学院構想に係る検討経緯

平成 11 年 7 月 司法制度改革審議会を設置（～平成 13 年 7 月）

- ・ 内閣の下に委員として法曹三者（最高裁判所，日本弁護士連合会，法務省）が参加して設置。

平成 13 年 6 月 司法制度改革審議会意見書

- ※ 概要については（別添 1）参照

平成 13 年 12 月 司法制度改革推進本部設置（～平成 16 年 11 月）

- ・ 内閣総理大臣を本部長，全閣僚が構成員として設置。

平成 14 年 3 月 司法制度改革推進計画（閣議決定）

- ※ 詳細については（別添 2）参照

平成 14 年 8 月 中央教育審議会 答申

- ・ 法科大学院の設置基準等について答申。

平成 14 年 11 月 「学校教育法の一部を改正する法律」及び「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律」の成立

- ・ 大学院の目的規定に高度専門職業人を養成することを追加し，「専門職大学院」制度を創設。
- ・ 法曹に必要な学識及び能力を培うことを目的とする専門職大学院を「法科大学院」と位置づけ。

平成 15 年 3 月 専門職大学院設置基準の制定

- ・ 専門職大学院設置基準の中に，法科大学院に関する 1 章を規定。

平成 15 年 4 月 「法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律」の成立

- ・ 各法科大学院から，教員派遣の要請があった場合は，国の責務として裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員を派遣することができる。

平成 15 年 6 月 法科大学院設置認可申請等

- ・ 平成 16 年 4 月の開設に向けて，72 大学から設置認可申請等される（国立：20 大学，公立：2 大学，私立：50 大学）。

平成 15 年 11 月，16 年 1 月 法科大学院設置認可等

- ・ 大学設置・学校法人審議会におかれている法科大学院特別審査会（法曹三者などの実務経験者，大学法学関係教授，大学長等で構成）による慎重かつ厳正な審査がなされ，68 大学に設置認可等がなされた。

平成 16 年 4 月 法科大学院 68 校（国立 20，公立 2，私立 46）開設

平成 17 年 4 月 " 6 校（国立 3，私立 3）開設

司法制度改革審議会意見書（平成13年6月12日）（要約）（抄） （法科大学院関係）

Ⅱ 司法制度を支える法曹の在り方

法曹人口の拡大

1. 法曹人口の大幅増加

- 平成16年（2004）年には現行司法試験合格者数1,500人達成を目指す。
- 平成22年（2010）年ころには新司法試験の合格者数の年間3,000人達成を目指す。
- おおむね平成30（2018）年ころまでには、実働法曹人口は5万人規模へ。

法曹養成制度の改革

－法科大学院（仮称）を中核とし法学教育・司法試験・司法修習を有機的に連携させた「プロセス」としての法曹養成制度の整備－

1. 法科大学院

- 法科大学院は法曹養成に特化した実践的な教育を行う学校教育法上の大学院。
- 法科大学院は平成16（2004）年4月からの学生の受入れを目指す。
- 法科大学院の標準修業年限は3年とする（短縮型の2年修了を認める。）。
- 法学部出身でない者や社会人等を一定割合以上入学させる。
- 法科大学院は、理論と実務の架橋を目指し、その修了者の7～8割程度が新司法試験に合格できるような充実した教育を行う。
- 法科大学院の設置認可は広く参入を認める仕組みとする。
- 適切な機構を設けて法科大学院に対する第三者評価（適格認定）を実施する。

2. 司法試験

- 司法試験は、法科大学院の教育内容を踏まえた新たなものに切り替える。
- 第三者評価機構による適格認定を受けた法科大学院の修了者は、新司法試験の受験資格を有する。経済的事実等により法科大学院を経由しない者にも法曹資格取得の途を確保する。
- 新司法試験は法科大学院の最初の修了者向けの試験から実施する。移行措置として、現行司法試験を5年間程度は併行して実施する。

3. 司法修習

- 司法修習は、修習生の増加や法科大学院での教育内容に応じ、実務修習を中核として位置付けつつ、内容を適切に工夫する。

司法制度改革推進計画（平成14年3月19日閣議決定）（抄） （法科大学院関係）

Ⅲ 司法制度を支える体制の充実強化

第1 法曹人口の拡大

現在の法曹人口が、我が国社会の法的需要に十分に対応することができていない状況にあり、今後の法的需要の増大をも考え併せると、法曹人口の大幅な増加が急務となっていることを踏まえ、司法試験の合格者の増加に直ちに着手することとし、後記の法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら、平成22年ころには司法試験の合格者数を年間3,000人程度とすることを旨とする。

（略）

これらを着実に実施するため、本部が設置されている間においては、以下の措置を講ずることとする。

1 法曹人口の大幅な増加

現行司法試験の合格者数を、平成14年に1,200人程度に、平成16年に1,500人程度に増加させることとし、所要の措置を講ずる。（法務省）

第2 法曹養成制度の改革

司法を担う法曹に必要な資質として、豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門的な法律知識、柔軟な思考力、説得・交渉の能力等に加えて、社会や人間関係に対する洞察力、人権感覚、先端的法分野や外国法の知見、国際的視野と語学力、職業倫理等が広く求められることを踏まえ、法曹養成に特化した教育を行う法科大学院を中核とし、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた新たな法曹養成制度を整備することとし、そのための措置を講ずる。

これらを着実に実施するため、本部が設置されている間においては、以下の措置を講ずることとする。

1 法科大学院

司法制度改革審議会意見が制度設計に関して具体的に提言しているところを踏まえ、学校教育法上の大学院としての法科大学院に関する制度を設けることとし、平成16年4月からの学生の受入れ開始が可能となるよう、所要の措置を講ずる。（本部及び文部科学省）

2 司法試験

- (1) 法科大学院の教育内容を踏まえた新たな司法試験を法科大学院の最初の修了者を対象とする試験から実施することとし（ただし、新司法試験実施後も5年間程度は併行して現行司法試験を引き続き実施するとともに、経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由により法科大学院を経由しない者にも法曹資格取得のための適切な途を確保することとする。）、所要の法案を提出するなど所要の措置を講ずる（法案提出につき平成14年末までを予定）。（本部）
- (2) 現行司法試験の合格枠制の実施は、平成15年までとし、合格枠制の廃止について、所要の法案を提出する（法案提出につき平成14年末までを予定）。（本部及び法務省）

3 司法修習

- (1) 新司法試験実施後の司法修習が、司法修習生の増加に実効的に対応するとともに、法科大学院での教育内容をも踏まえ、実務修習を中核として位置付けつつ、修習内容を適切に工夫して実施されるよう、司法修習の具体的な内容等について、最高裁における検討状況を踏まえた上で検討を行い、少なくとも主要な事項の枠組みについて結論を得る。また、併せて、司法修習生の給費制の在り方につき検討を行う。（本部）
- (2) 司法研修所の管理・運営について、法曹三者の協働関係を一層強化するとともに、法科大学院関係者や外部の有識者の声をも適切に反映させる仕組みを設けることに関し、最高裁における検討状況を踏まえた上で検討し、なお必要な場合には、本部設置期限までに、所要の措置を講ずる。（本部）

4 継続教育

法曹の継続教育に関する態勢を総合的、体系的に整備することとし、逐次、所要の措置を講ずる。（法務省及び文部科学省）

5 新たな法曹養成制度の円滑な実施に向けて

法科大学院の設置認可及び第三者評価（適格認定）のための基準について、その内容を公表し、周知を図ることとし、平成15年3月までに、所要の措置を講ずる。（本部及び文部科学省）

法科大学院に係る設置基準の概要

1. 定義

- 専ら法曹養成のための教育を行う専門職大学院を「法科大学院」として位置付け。

2. 標準修業年限

- 標準修業年限は3年（法学の基礎を学んだ法学既修者は、2年での修了が可能）。

3. 教員

- 教員は、高度の教育上の指導能力があると認められる者。
 - ・最低限必要な専任教員数は12人。
 - ・教員資格は、教育実績や教育能力、実務家としての能力・経験を大幅に加味。
 - ・専任教員のうち、概ね2割以上は実務家教員。

4. 入学者選抜

- 入学者選抜にあたっては、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努める。
 - ・法学部・法学科以外の出身者及び社会人が3割以上となるよう努力。
- 入学者の適性を適確かつ客観的に評価。

5. 教育内容・方法

- 教育上の目的を達成するため、体系的に教育課程を編成。
- 以下の科目群により授業科目を開設。（各々の単位数は大学の創意工夫による）
 - ・法律基本科目群（公法系、民事系、刑事系）
 - ・実務基礎科目群（法曹倫理、法情報調査、法文書作成、模擬裁判など）
 - ・基礎法学・隣接科目群（基礎法学、外国法、政治学、法と経済学など）
 - ・展開・先端科目群（独占禁止法、地方自治法、立法政策など）
- 教育上の目的を達成するよう、事例研究、現地調査、双方向・多方向の討論・質疑応答など、適切な方法により授業を実施。
- 授業方法・計画、成績評価方法をあらかじめ明示し、厳格な成績評価及び修了認定を実施。
- 教育内容・方法の改善を図るための組織的な取組（ファカルティ・ディベロップメント）を実施。
- 授業人数は、少人数を基本。
 - ・特に法律基本科目については、1クラス50人を標準。
- 1年間又は1学期の履修科目の登録上限を設定。
 - ・1年につき36単位が標準。
- 他の大学院において修得した授業科目の単位を30単位まで法科大学院の単位として認める。

6. 修了要件

- 修了要件は「3年以上の在学、93単位以上の取得」。
 - ・法学既修者については、1年以下・30単位以下を短縮することが可能。

法科大学院の専任教員の配置について

1. 法科大学院の専任教員数については、収容定員数に応じてその配置すべき人数の最低基準が決められている。（専門職大学院設置基準第4条・第5条、専門職大学院に関し必要な事項について定める件（告示）第1条・第2条）

【例】

- 入学定員40名の場合 : 12人
- 入学定員100名の場合 : 20人

2. 専任教員のうち2割以上の教員は実務経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を置くこととされている。（専門職大学院に関し必要な事項について定める件（告示）第2条第3項）

3. 法科大学院の専任教員のうち研究者教員は、学部の専任教員と必要な専任教員数の算定において兼ねることが可能となっている。（平成25年度以降はこの措置は廃止されることとなっている。）（専門職大学院設置基準附則第2項）

4. これらに従って、法科大学院の総専任教員数は1,721名、うち実務家専任教員数が562名となっている。（平成20年度現在。文部科学省調べ）

専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）

第二章 教員組織

（教員組織）

第四条 専門職大学院には、研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員を置くものとする。

第五条 専門職大学院には、前条に規定する教員のうち次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる専任教員を、専攻ごとに、文部科学大臣が別に定める数置くものとする。

- 一 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
 - 二 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
 - 三 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者
- 2 前項に規定する専任教員は、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第十三条に規定する専任教員の数及び大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）第九条第一項に規定する教員の数に算入できないものとする。
- 3 第一項に規定する専任教員のうちには、文部科学大臣が別に定めるところにより、専攻分野における実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を含むものとする。

専門職大学院に関し必要な事項について定める件（平成15年文部科学省告示第53号）

（専攻ごとに置くものとする専任教員の数）

- 第一条 専門職学位課程には、専攻ごとに、平成十一年文部省告示第百七十五号（大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件）の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の一・五倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第二号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の専任教員を置くとともに、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員一人当たりの学生の収容定員に四分の三を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき一人の専任教員を置くものとする。
- 2 前項の規定により専攻ごとに置くものとされる専任教員は、専門職学位課程について一専攻に限り専任教員として取り扱うものとする。
 - 3 第一項の規定により専攻ごとに置くものとされる専任教員の数の半数以上は、原則として教授でなければならない。

（専攻分野における実務の経験及び高度の実務の能力を有する教員）

- 第二条 前条第一項の規定により専攻ごとに置くものとされる専任教員の数のおおむね三割以上は、専攻分野におけるおおむね五年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者とする。
- 2 前項に規定するおおむね三割の専任教員の数に三分の二を乗じて算出される数（小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。）の範囲内については、専任教員以外の者であっても、一年につき六単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の専門職学位課程を置く組織の運営について責任を担う者で足りるものとする。
 - 3 法科大学院に対する前二項の規定の適用については、これらの項中「おおむね三割」とあるのは「おおむね二割」と読み替えるものとする。
 - 4 法科大学院においては、第一項に規定する実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する専任教員は、法曹としての実務の経験を有する者を中心として構成されるものとする。

法科大学院一覽

(平成21年度)

大 学 数		入 学 定 員
総計	74 大学	5,765 人
国立	23 大学	1,760 人
公立	2 大学	140 人
私立	49 大学	3,865 人

区分	大 学 院 名	研究科・専攻名	入学定員	開設年度
			人	
1	国立 北海道大学大学院	法学研究科 法律実務専攻	100	平成16年度
2	国立 東北大学大学院	法学研究科 綜合法制専攻	100	平成16年度
3	国立 千葉大学大学院	専門法務研究科 法務専攻	50	平成16年度
4	国立 筑波大学大学院	ビジネス科学研究科 法曹専攻	40	平成17年度
5	国立 東京大学大学院	法学政治学研究科 法曹養成専攻	300	平成16年度
6	国立 一橋大学大学院	法学研究科 法務専攻	100	平成16年度
7	国立 横浜国立大学大学院	国際社会科学研究科 法曹実務専攻	50	平成16年度
8	国立 新潟大学大学院	実務法学研究科 実務法学専攻	60	平成16年度
9	国立 信州大学大学院	法曹法務研究科 法曹法務専攻	40	平成17年度
10	国立 静岡大学大学院	法務研究科 法務専攻	30	平成17年度
11	国立 金沢大学大学院	法務研究科 法務専攻	40	平成16年度
12	国立 名古屋大学大学院	法学研究科 実務法曹養成専攻	80	平成16年度
13	国立 京都大学大学院	法学研究科 法曹養成専攻	200	平成16年度
14	国立 大阪大学大学院	高等司法研究科 法務専攻	100	平成16年度
15	国立 神戸大学大学院	法学研究科 実務法律専攻	100	平成16年度
16	国立 島根大学大学院	法務研究科 法曹養成専攻	30	平成16年度
17	国立 岡山大学大学院	法務研究科 法務専攻	60	平成16年度
18	国立 広島大学大学院	法務研究科 法務専攻	60	平成16年度
19	国立 香川大学・愛媛大学大学院(連合)	香川大学・愛媛大学連合法務研究科 法務専攻	30	平成16年度
20	国立 九州大学大学院	法務学府 実務法学専攻	100	平成16年度
21	国立 熊本大学大学院	法曹養成研究科 法曹養成専攻	30	平成16年度
22	国立 鹿児島大学大学院	司法政策研究科 法曹実務専攻	30	平成16年度
23	国立 琉球大学大学院	法務研究科 法務専攻	30	平成16年度
	国立計 23大学		1,760 人	
24	公立 首都大学東京大学院	社会科学研究科 法曹養成専攻	65	平成16年度
25	公立 大阪市立大学大学院	法学研究科 法曹養成専攻	75	平成16年度
	公立計 2大学		140 人	
26	私立 北海学園大学大学院	法務研究科 法務専攻	30	平成17年度
27	私立 東北学院大学大学院	法務研究科 法実務専攻	50	平成16年度
28	私立 白鷗大学大学院	法務研究科 法務専攻	30	平成16年度
29	私立 大宮法科大学院大学	法務研究科 法務専攻	100	平成16年度
30	私立 獨協大学大学院	法務研究科 法曹実務専攻	50	平成16年度
31	私立 駿河台大学大学院	法務研究科 法曹実務専攻	60	平成16年度
32	私立 青山学院大学大学院	法務研究科 法務専攻	60	平成16年度
33	私立 学習院大学大学院	法務研究科 法務専攻	65	平成16年度
34	私立 慶應義塾大学大学院	法務研究科 法務専攻	260	平成16年度
35	私立 國學院大学大学院	法務研究科 法務職専攻	50	平成16年度
36	私立 駒澤大学大学院	法曹養成研究科 法曹養成専攻	50	平成16年度
37	私立 上智大学大学院	法学研究科 法曹養成専攻	100	平成16年度
38	私立 成蹊大学大学院	法務研究科 法務専攻	50	平成16年度
39	私立 専修大学大学院	法務研究科 法務専攻	60	平成16年度
40	私立 創価大学大学院	法務研究科 法務専攻	50	平成16年度

	区分	大学院名	研究科・専攻名	入学定員	開設年度
41	私立	大東文化大学大学院	法務研究科 法務専攻	50	平成16年度
42	私立	中央大学大学院	法務研究科 法務専攻	300	平成16年度
43	私立	東海大学大学院	実務法学研究科 実務法律学専攻	50	平成16年度
44	私立	東洋大学大学院	法務研究科 法務専攻	50	平成16年度
45	私立	日本大学大学院	法務研究科 法務専攻	100	平成16年度
46	私立	法政大学大学院	法務研究科 法務専攻	100	平成16年度
47	私立	明治大学大学院	法務研究科 法務専攻	200	平成16年度
48	私立	明治学院大学大学院	法務職研究科 法務専攻	80	平成16年度
49	私立	立教大学大学院	法務研究科 法務専攻	70	平成16年度
50	私立	早稲田大学大学院	法務研究科 法務専攻	300	平成16年度
51	私立	神奈川大学大学院	法務研究科 法務専攻	50	平成16年度
52	私立	関東学院大学大学院	法務研究科 実務法学専攻	30	平成16年度
53	私立	桐蔭横浜大学大学院	法務研究科 法務専攻	70	平成16年度
54	私立	山梨学院大学大学院	法務研究科 法務専攻	40	平成16年度
55	私立	愛知大学大学院	法務研究科 法務専攻	40	平成16年度
56	私立	愛知学院大学大学院	法務研究科 法務専攻	35	平成17年度
57	私立	中京大学大学院	法務研究科 法務専攻	30	平成16年度
58	私立	南山大学大学院	法務研究科 法務専攻	50	平成16年度
59	私立	名城大学大学院	法務研究科 法務専攻	50	平成16年度
60	私立	京都産業大学大学院	法務研究科 法務専攻	60	平成16年度
61	私立	同志社大学大学院	司法研究科 法務専攻	150	平成16年度
62	私立	立命館大学大学院	法務研究科 法曹養成専攻	150	平成16年度
63	私立	龍谷大学大学院	法務研究科 法務専攻	60	平成17年度
64	私立	大阪学院大学大学院	法務研究科 法務専攻	50	平成16年度
65	私立	関西大学大学院	法務研究科 法曹養成専攻	130	平成16年度
66	私立	近畿大学大学院	法務研究科 法務専攻	60	平成16年度
67	私立	関西学院大学大学院	司法研究科 法務専攻	125	平成16年度
68	私立	甲南大学大学院	法学研究科 法務専攻	60	平成16年度
69	私立	神戸学院大学大学院	実務法学研究科 実務法学専攻	60	平成16年度
70	私立	姫路獨協大学大学院	法務研究科 法務専攻	30	平成16年度
71	私立	広島修道大学大学院	法務研究科 法務専攻	50	平成16年度
72	私立	久留米大学大学院	法務研究科 法務専攻	40	平成16年度
73	私立	西南学院大学大学院	法務研究科 法曹養成専攻	50	平成16年度
74	私立	福岡大学大学院	法曹実務研究科 法務専攻	30	平成16年度
	私立計	49大学		3,865 人	

	合計	74大学		5,765 人	
--	----	------	--	---------	--

(参考)法科大学院の設置状況

平成21年度現在

総括表

	件数	定員
国立	23	1,760
公立	2	140
私立	49	3,865
計	74	5,765

【北海道】

★ 【北海道】 北海道100 北海学園30

【東北】

【青森県】	
【秋田県】	【岩手県】
【山形県】	★ 【宮城県】 東北100 東北学院50
【福島県】	
【栃木県】 白鷗30	【茨城県】
【埼玉県】 獨協50 大宮法科100	【千葉県】 千葉50
★ 【東京都】 東京300、一橋100、 筑波40、首都大65、 学習院65、慶應260、 駒澤50、上智100、 創価50、大東文化50、 中央300、東海50、 法政100、明治200、 明治学院80、立教70、 専修60、早稲田300、 日本100、 青山学院60、 國學院50、成蹊50、 駿河台60、東洋50	
【神奈川県】 横浜国立50 桐蔭横浜70 神奈川50 関東学院30	【関東】

【北陸】

【石川県】 金沢40

【甲信越】

【富山県】	【新潟県】 新潟60
-------	---------------

【中国】

【山口県】	【島根県】 島根30	【鳥取県】	【福井県】
★ 【広島県】 広島60 広島修道50	【岡山県】 岡山60	【兵庫県】 神戸100 甲南60 関西学院125 神戸学院60 姫路獨協30	【京都府】 京都200 同志社150 立命館150 京都産業60 龍谷60

【滋賀県】

【滋賀県】

【群馬県】

【群馬県】	【長野県】 信州40
-------	---------------

【四国】

【愛媛県】 愛媛	★ 【香川県】 香川
連合30	
【高知県】	【徳島県】

【奈良県】

【奈良県】

【岐阜県】

【岐阜県】	★ 【愛知県】 名古屋80 南山50 名城50 愛知40 中京30 愛知学院30
-------	---

【三重県】

【三重県】

【静岡県】
静岡30

【静岡県】 静岡30

【近畿】

★
【大阪府】
大阪100
大阪市立75
大阪学院50
関西130
近畿60

【東海】

【九州】

★ 【福岡県】 九州100、久留米40、 福岡30、西南学院50	
【長崎県】	【佐賀県】
★ 【熊本県】 熊本30	【大分県】
★ 【鹿児島県】 鹿児島30	【宮崎県】

【沖縄】

【沖縄県】 琉球30

★:高等裁判所のある
都道府県

法科大学院の認証評価について

制度の概要

- ・ 認証評価機関は、法科大学院の教育課程や教員組織等の教育研究活動の状況について評価（5年以内ごと）を行い、評価基準に適合しているか否かの認定（「適格認定」）を行う。
- ・ 大学等は複数の認証評価機関の中から評価を受ける機関を選択。

文部科学大臣による認証評価機関の認証

- ・ 認証評価機関として必要な評価の基準・方法・体制等についての一定の基準（認証基準）を、省令により規定。
- ・ 認証評価機関になろうとする者は、文部科学大臣に申請の上、中央教育審議会の審議を経て、文部科学大臣より認証を受ける。
- ・ その際、各認証評価機関は、当該団体が行う評価基準についても、あらかじめ詳細を明示した上で、審議・認証を受ける。

法科大学院を対象とした認証評価機関

- （財）日弁連法務研究財団（平成16年8月31日認証）
- （独）大学評価・学位授与機構（平成17年1月14日認証）
- （財）大学基準協会（平成19年2月16日認証）

法科大学院の認証評価受審状況

（ ）は不適格となった大学数

平成21年12月8日現在

	日弁連法務 研究財団	大学評価・ 学位授与機構	大学基準 協会	合計
平成18年度	2 (0)	—	—	2 (0)
平成19年度	11 (1)	9 (4)	2 (0)	22 (5)
平成20年度	14 (6)	16 (2)	14 (9)	44 (17)
合計	27 (7)	25 (6)	16 (9)	68 (22)

法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律 (平成14年法律第139号) (抄)

(法科大学院の適格認定等)

第五条 文部科学大臣は、法科大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況（以下単に「教育研究活動の状況」という。）についての評価を行う者の認証の基準に係る学校教育法第百十条第三項に規定する細目を定めるときは、その者の定める法科大学院に係る同法第百九条第四項に規定する大学評価基準（以下この条において「法科大学院評価基準」という。）の内容が法曹養成の基本理念（これを踏まえて定められる法科大学院に係る同法第三条に規定する設置基準を含む。）を踏まえたものとなるように意を用いなければならない。

2 学校教育法第百九条第二項に規定する認証評価機関（以下この条において単に「認証評価機関」という。）が行う法科大学院の教育研究活動の状況についての同条第三項の規定による認証評価（第四項において単に「認証評価」という。）においては、当該法科大学院の教育研究活動の状況が法科大学院評価基準に適合しているか否かの認定をしなければならない。

3 大学は、その設置する法科大学院の教育研究活動の状況について法科大学院評価基準に適合している旨の認証評価機関の認定（第五項において「適格認定」という。）を受けよう、その教育研究水準の向上に努めなければならない。

4 文部科学大臣は、法科大学院の教育研究活動の状況について認証評価を行った認証評価機関から学校教育法第百十条第四項の規定によりその結果の報告を受けたときは、遅滞なく、これを法務大臣に通知するものとする。

5 文部科学大臣は、大学がその設置する法科大学院の教育研究活動の状況について適格認定を受けられなかったときは、当該大学に対し、当該法科大学院の教育研究活動の状況について、報告又は資料の提出を求めるものとする。

法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の 派遣に関する法律（平成15年法律第40号）（抄）

（法科大学院設置者による派遣の要請）

第三条 法科大学院設置者（法科大学院を置き若しくは置こうとする大学の設置者又は法科大学院を置く大学を設置しようとする者をいう。以下同じ。）は、当該法科大学院において将来の法曹としての実務に必要な法律に関する理論的かつ実践的な能力（各種の専門的な法分野における高度の能力を含む。）を涵養するための教育を実効的に行うため、裁判官又は検察官等を教授、准教授その他の教員（以下「教授等」という。）として必要とするときは、その必要とする事由を明らかにして、裁判官については最高裁判所に対し、検察官等については任命権者に対し、その派遣を要請することができる。

2 （略）

（職務とともに教授等の業務を行うための派遣）

第四条 最高裁判所は、前条第一項の要請があった場合において、その要請に係る派遣の必要性、派遣に伴う事務の支障その他の事情を勘案して、相当と認めるときは、これに応じ、裁判官の同意を得て、当該法科大学院設置者との間の取決めに基づき、期間を定めて、当該裁判官が職務とともに当該法科大学院において教授等の業務を行うものとすることができる。

2 （略）

3 任命権者は、前条第一項の要請があった場合において、その要請に係る派遣の必要性、派遣に伴う事務の支障その他の事情を勘案して、相当と認めるときは、これに応じ、検察官等の同意（検察官については、検察庁法（昭和二十二年法律第六十一号）第二十五条の俸給の減額に係る同意を含む。以下同じ。）を得て、当該法科大学院設置者との間の取決めに基づき、期間を定めて、職務とともに当該法科大学院における教授等の業務を行うものとして当該検察官等を当該法科大学院を置く大学に派遣することができる。

4～10 （略）

「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について(報告)」の概要

中央教育審議会法科大学院特別委員会報告(平成21年4月17日)

1. 本報告の趣旨

法科大学院教育の質の一層の向上を図るため、その質の保証のあり方について、以下の改善方策をとりまとめた。文部科学省は、この報告を踏まえ、各法科大学院に対して、速やかに改善に着手するよう促すとともに、改善状況についてフォローアップしていくこととする。

2. 主な内容

現 状

改善の方向性

第1 入学者の質と多様性

- ・志願者数の減少により、入学者選抜における競争性が不十分
- ・法学既修者の認定方法にバラツキ
- ・社会人、他学部出身の入学者の割合が漸減傾向

- ①入学定員の見直しなどにより、入学者選抜における競争的な環境(競争倍率2倍以上)を確保
- ②適性試験の改善と総受験者の下位から15%程度の人数を目安とした統一入学最低基準の設定
- ③法学既修者認定の統一的運用による厳格化
- ④夜間コースや長期履修コースの拡充などによる社会人のアクセスしやすい環境の整備

第2 修了者の質の保証

- ・一部の修了者が基礎的な理解や思考能力を十分身につけていないとの指摘
- ・法学未修者の合格率が法学既修者の半分
- ・司法試験合格者数が著しく少ない状態の続く法科大学院が一定数存在

- ①法科大学院生が修了時まで共通的に到達すべき目標の設定・評価の実施
- ②法律基本科目の量的・質的充実(法学未修者1年次の法律基本科目を6単位増加、法学既修者の法律基本科目の単位数の増加)
- ③成績・進級判定の厳格化(特に法学未修者1年次から2年次への進級判定)
- ④司法試験合格者数が著しく少ない法科大学院の抜本的見直し

第3 教育体制の充実

- ・法律基本科目の専任教員の確保が困難化
- ・一部の法科大学院に入学者の質、教員の確保、司法試験の合格状況に課題
- ・博士後期課程の進学希望者が減少

- ①平成25年度まで認められている専任教員数のダブルカウントの暫定措置は延長しない
- ②平成22年度の入学定員の見直しや教育課程の共同実施・統合等の促進
- ③法科大学院の教員が博士後期課程の研究指導に携わるための制度的配慮や授業料免除、奨学金の充実
- ④ファカルティ・ディベロップメント(教員の職能開発)の充実

第4 質を重視した評価システムの構築

- ・認証評価機関の間で評価にバラツキがある、形式的な評価にとどまっているなどの指摘
- ・各法科大学院における情報公開が不十分

- ①到達目標の達成度、厳格な成績評価・修了認定、教員の業績・能力、司法試験の合格状況などを重点的に評価
- ②評価機関の間での不適格認定の内容・方法の調整
- ③各法科大学院における情報公開の促進
- ④改善の進捗状況のフォローアップ体制の構築

法科大学院適性試験について

1. 目的

法科大学院の入学者選抜に当たっては、入学者の適性を適確かつ客観的に評価するため、法律学についての学識ではなく、法科大学院における履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力、表現力等の資質を試す「法科大学院適性試験」を実施。

2. 実施機関

独立行政法人 大学入試センター

財団法人 日弁連法務研究財団(社団法人 商事法務研究会)

3. 実施概要(平成22年度)

区 分	大学入試センター	日弁連法務研究財団
試験実施期日	平成22年6月22日(日)	平成22年6月13日(日)
問題構成等	第1部(推論・分析力) 90分 第2部(読解・表現力) 90分 ※多肢選択・マークシート式	第1部(論理的判断力) 40分 第2部(分析的判断力) 40分 第3部(長文読解力) 40分 第4部(表現力) 40分 ※第1～3部 多肢選択・マークシート式 第4部 論述式
受験料	10,000円	10,500円

4. 志願者数・受験者数の推移

(人)

	大学入試センター		日弁連法務研究財団	
	志願者数	受験者数	志願者数	受験者数
平成15年度	39,350	35,521	20,043	18,355
平成16年度	24,036	21,344	13,993	12,249
平成17年度	19,859	17,798	10,724	9,617
平成18年度	18,450	16,630	12,429	11,213
平成19年度	15,937	14,723	11,945	10,798
平成20年度	13,138	11,842	9,930	8,940
平成21年度	10,282	9,360	8,546	7,737

志願者数・入学者数等の推移（平成16年度～平成21年度）

1. 志願者数及び志願倍率について

（単位：人）

区 分		国 立	公 立	私 立	計
志願者数	H16	16,691 (22.9%)	2,425 (3.3%)	53,684 (73.7%)	72,800
	H17	9,884 (23.7%)	1,047 (2.5%)	30,825 (73.8%)	41,756
	H18	11,052 (27.4%)	1,493 (3.7%)	27,796 (68.9%)	40,341
	H19	12,453 (27.5%)	2,035 (4.5%)	30,719 (68.0%)	45,207
	H20	10,734 (27.1%)	1,897 (4.8%)	26,924 (68.1%)	39,555
	H21	8,113 (27.3%)	1,453 (4.9%)	20,148 (67.8%)	29,714
志願倍率	H16	10.1	17.3	14.1	13.0
	H17	5.6	7.5	7.9	7.2
	H18	6.3	10.7	7.1	6.9
	H19	7.1	14.5	7.8	7.8
	H20	6.1	13.6	6.9	6.8
	H21	4.6	10.4	5.2	5.2

（注）志願者数は、重複出願分を除く。（既修者コースと未修者コースに出願した場合は1人として集計）

2. 入学者数について

① 法学既修・未修の別

（単位：人）

区 分	国 立			公 立			私 立			計		
	既修者	未修者	計	既修者	未修者	計	既修者	未修者	計	既修者	未修者	計
H16	737 (43.3%)	964 (56.7%)	1,701	76 (57.1%)	57 (42.9%)	133	1,537 (39.1%)	2,396 (60.9%)	3,933	2,350 (40.7%)	3,417 (59.3%)	5,767
H17	718 (40.5%)	1,055 (59.5%)	1,773	84 (64.6%)	46 (35.4%)	130	1,261 (34.6%)	2,380 (65.4%)	3,641	2,063 (37.2%)	3,481 (62.8%)	5,544
H18	740 (40.6%)	1,082 (59.4%)	1,822	83 (61.0%)	53 (39.0%)	136	1,356 (35.4%)	2,470 (64.6%)	3,826	2,179 (37.7%)	3,605 (62.3%)	5,784
H19	797 (44.5%)	994 (55.5%)	1,791	84 (59.2%)	58 (40.8%)	142	1,288 (34.1%)	2,492 (65.9%)	3,780	2,169 (38.0%)	3,544 (62.0%)	5,713
H20	761 (44.1%)	963 (55.9%)	1,724	82 (60.3%)	54 (39.7%)	136	1,223 (34.6%)	2,314 (65.4%)	3,537	2,066 (38.3%)	3,331 (61.7%)	5,397
H21	758 (47.3%)	845 (52.7%)	1,603	80 (58.4%)	57 (41.6%)	137	1,183 (38.1%)	1,921 (61.9%)	3,104	2,021 (41.7%)	2,823 (58.3%)	4,844

② 社会人の入学状況

（単位：人）

区 分	国 立			公 立			私 立			計		
	既修者	未修者	計	既修者	未修者	計	既修者	未修者	計	既修者	未修者	計
H16	161 (21.8%)	422 (43.8%)	583 (34.3%)	51 (67.1%)	29 (50.9%)	80 (60.2%)	826 (53.7%)	1,303 (54.4%)	2,129 (54.1%)	1,038 (44.2%)	1,754 (51.3%)	2,792 (48.4%)
H17	104 (14.5%)	390 (37.0%)	494 (27.9%)	25 (29.8%)	22 (47.8%)	47 (36.2%)	558 (44.3%)	992 (41.7%)	1,550 (42.6%)	687 (33.3%)	1,404 (40.3%)	2,091 (37.7%)
H18	124 (16.8%)	354 (32.7%)	478 (26.2%)	39 (47.0%)	21 (39.6%)	60 (44.1%)	555 (40.9%)	832 (33.7%)	1,387 (36.3%)	718 (33.0%)	1,207 (33.5%)	1,925 (33.3%)
H19	107 (13.4%)	316 (31.8%)	423 (23.6%)	42 (50.0%)	26 (44.8%)	68 (47.9%)	568 (44.1%)	775 (31.1%)	1,343 (35.5%)	717 (33.1%)	1,117 (31.5%)	1,834 (32.1%)
H20	130 (17.1%)	308 (32.0%)	438 (25.4%)	30 (36.6%)	9 (16.7%)	39 (28.7%)	437 (35.7%)	695 (30.0%)	1,132 (32.0%)	597 (28.9%)	1,012 (30.4%)	1,609 (29.8%)
H21	84 (11.1%)	269 (31.8%)	353 (22.0%)	27 (33.8%)	17 (29.8%)	44 (32.1%)	353 (29.8%)	548 (28.5%)	901 (29.0%)	464 (23.0%)	834 (29.5%)	1,298 (26.8%)

③ 学部系統別の入学状況

(単位：人)

区 分		法 学	文系（法学以外）	理 系	そ の 他	計
国 立	H16	1,180 (69.4%)	291 (17.1%)	157 (9.2%)	73 (4.3%)	1,701
	H17	1,309 (73.8%)	273 (15.4%)	141 (8.0%)	50 (2.8%)	1,773
	H18	1,384 (76.0%)	284 (15.6%)	100 (5.5%)	54 (3.0%)	1,822
	H19	1,365 (76.2%)	277 (15.5%)	102 (5.7%)	47 (2.6%)	1,791
	H20	1,290 (74.8%)	276 (16.0%)	109 (6.3%)	49 (2.8%)	1,724
	H21	1,242 (77.5%)	199 (12.4%)	102 (6.4%)	60 (3.7%)	1,603
公 立	H16	86 (64.7%)	35 (26.3%)	8 (6.0%)	4 (3.0%)	133
	H17	94 (72.3%)	18 (13.8%)	14 (10.8%)	4 (3.1%)	130
	H18	106 (77.9%)	22 (16.2%)	2 (1.5%)	6 (4.4%)	136
	H19	114 (80.3%)	17 (12.0%)	5 (3.5%)	6 (4.2%)	142
	H20	114 (83.8%)	12 (8.8%)	9 (6.6%)	1 (0.7%)	136
	H21	103 (75.2%)	28 (20.4%)	1 (0.7%)	5 (3.6%)	137
私 立	H16	2,513 (63.9%)	943 (24.0%)	321 (8.2%)	156 (4.0%)	3,933
	H17	2,481 (68.1%)	759 (20.9%)	277 (7.6%)	124 (3.4%)	3,641
	H18	2,660 (69.5%)	832 (21.8%)	224 (5.9%)	110 (2.9%)	3,826
	H19	2,744 (72.6%)	767 (20.3%)	166 (4.4%)	103 (2.7%)	3,780
	H20	2,583 (73.0%)	684 (19.3%)	164 (4.6%)	106 (3.0%)	3,537
	H21	2,275 (73.3%)	574 (18.5%)	144 (4.6%)	111 (3.6%)	3,104
計	H16	3,779 (65.5%)	1,269 (22.0%)	486 (8.4%)	233 (4.0%)	5,767
	H17	3,884 (70.1%)	1,050 (18.9%)	432 (7.8%)	178 (3.2%)	5,544
	H18	4,150 (71.7%)	1,138 (19.7%)	326 (5.6%)	170 (2.9%)	5,784
	H19	4,223 (73.9%)	1,061 (18.6%)	273 (4.8%)	156 (2.7%)	5,713
	H20	3,987 (73.9%)	972 (18.0%)	282 (5.2%)	156 (2.9%)	5,397
	H21	3,620 (74.7%)	801 (16.5%)	247 (5.1%)	176 (3.6%)	4,844

(注) 「文系」は人文科学・社会科学系学部、「理系」は理学・工学・農学・保健・商船系学部、「その他」は家政・教育・芸術系学部その他。

専門職大学院設置基準及び学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の改正について

平成21年4月17日中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について（報告）」（以下「特別委員会報告」という。）の提言を踏まえ、所要の改正を行う。（施行期日：平成22年4月1日）

1. 専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）第25条の一部改正

（1）特別委員会報告の提言

法学未修者の法律基本科目の学修の充実を図る。そのため、法学未修者1年次では、1年あたりの履修登録上限単位数の標準である36単位を超えて、法律基本科目を6単位程度増加することを可能とする。

（2）改正の概要

法学既修者が履修したものとみなすことができる上限である30単位に（1）で増加した単位数を加えることを可能とする。

2. 学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令（平成16年文部科学省令第7号）第4条の一部改正

（1）特別委員会報告の提言

法曹の養成のための中核的な教育機関としての法科大学院がその役割を十分果たしているかを評価するために、評価基準・方法を改善する。

（2）改正の概要

- ① 入学者選抜での適性の適確かつ客観的な評価、教員組織での専任教員の適切な配置等、体系的な教育課程の編成、新司法試験の合格状況を含む修了者の進路に関する評価を実施する。
- ② 法曹養成の基本理念を踏まえて特に重要と判断した項目の評価結果を勘案しつつ、総合的に評価するなど、適切な適格認定を行うことができる評価方法とする。

新司法試験合格状況(法科大学院別)

No.	大学名	新司法試験合格者数							新司法試験合格率						H18年度修了者の 新司法試験合格状況			
		H18	H19	H20	H21	(参考) 不合格者数 H21		H18	H19	H20	H21	既修	未修	H18年度 修了者数 (C)	合格者 数計 (D)	H18年度 修了者 合格率 D/C	C-D	
						既修	未修											
1	北海道大学	26	48	33	63	45	18	93	70.3%	49.0%	30.6%	40.4%	50.0%	27.3%	95	53	55.8%	42
2	東北大学	20	47	59	30	20	10	124	47.6%	49.0%	46.5%	19.5%	21.1%	16.9%	79	57	72.2%	22
3	筑波大学			5	3	0	3	31			19.2%	8.8%	8.8%					
4	千葉大学	15	40	34	24	21	3	40	57.7%	64.5%	49.3%	37.5%	38.9%	30.0%	55	39	70.9%	16
5	東京大学	120	178	200	216	168	48	173	70.6%	58.6%	54.6%	55.5%	61.8%	41.0%	282	214	75.9%	68
6	一橋大学	44	61	78	83	60	23	49	83.0%	63.5%	61.4%	62.9%	65.9%	56.1%	90	72	80.0%	18
7	横浜国立大学	5	13	24	20	8	12	59	50.0%	34.2%	36.9%	25.3%	38.1%	20.7%	39	17	43.6%	22
8	新潟大学	5	8	9	14	3	11	67	50.0%	22.2%	18.0%	17.3%	42.9%	14.9%	36	11	30.6%	25
9	金沢大学	1	8	4	11	1	10	38	50.0%	33.3%	8.5%	22.4%	25.0%	22.2%	31	11	35.5%	20
10	信州大学			0	4	0	4	22			0.0%	15.4%	15.4%					
11	静岡大学			2	4	2	2	32			11.8%	11.1%	66.7%	6.1%				
12	名古屋大学	17	41	32	40	13	27	80	60.7%	63.1%	32.7%	33.3%	50.0%	28.7%	65	41	63.1%	24
13	京都大学	87	135	100	145	120	25	143	67.4%	64.0%	41.5%	50.3%	58.5%	30.1%	189	135	71.4%	54
14	大阪大学	10	32	49	52	22	30	103	47.6%	43.8%	38.6%	33.5%	56.4%	25.9%	77	43	55.8%	34
15	神戸大学	40	46	70	73	59	14	76	64.5%	50.5%	54.7%	49.0%	54.1%	35.0%	80	63	78.8%	17
16	島根大学	1	3	4	1	0	1	22	100.0%	16.7%	15.4%	4.3%	4.3%	4.3%	28	7	25.0%	21
17	岡山大学	4	10	11	13	0	13	39	33.3%	43.5%	31.4%	25.0%	0.0%	26.5%	24	12	50.0%	12
18	広島大学	3	11	19	21	6	15	63	25.0%	34.4%	36.5%	25.0%	33.3%	22.7%	29	15	51.7%	14
19	香川大学		3	3	3	1	2	39		33.3%	14.3%	7.1%	33.3%	5.1%	20	6	30.0%	14
20	九州大学	7	29	38	46	16	30	128	53.8%	39.2%	36.2%	26.4%	39.0%	22.6%	79	33	41.8%	46
21	熊本大学	1	2	7	5	0	5	27	25.0%	10.0%	21.2%	15.6%	0.0%	16.1%	25	4	16.0%	21
22	鹿児島大学		2	1	2	0	2	33		8.0%	4.3%	5.7%	5.7%	5.7%	29	3	10.3%	26
23	琉球大学		7	3	4	0	4	36		43.8%	12.5%	10.0%	10.0%	10.0%	19	9	47.4%	10
24	首都大学東京	17	28	39	34	28	6	53	43.6%	40.6%	49.4%	39.1%	45.2%	24.0%	61	38	62.3%	23
25	大阪市立大学	18	31	33	24	16	8	72	69.2%	43.1%	40.2%	25.0%	32.7%	17.0%	71	41	57.7%	30
26	北海学園大学			2	7	4	3	17			15.4%	29.2%	44.4%	20.0%				
27	東北学院大学		3	7	4	1	3	29		9.4%	18.9%	12.1%	25.0%	10.3%	34	10	29.4%	24
28	白鷲大学	3	4	2	4	2	2	20	50.0%	21.1%	9.5%	16.7%	28.6%	11.8%	20	3	15.0%	17
29	大宮法科大学院大学		6	16	12	0	12	69		14.0%	19.8%	14.8%	14.8%	14.8%	64	13	20.3%	51
30	獨協大学		6	8	5	0	5	61		20.0%	20.0%	7.6%	7.6%	7.6%	37	10	27.0%	27
31	駿河台大学	2	9	11	4	2	2	76	9.5%	19.6%	13.1%	5.0%	7.1%	3.8%	54	7	13.0%	47
32	青山学院大学	5	7	15	8	2	6	81	35.7%	17.5%	24.6%	9.0%	20.0%	7.6%	45	11	24.4%	34
33	学習院大学	15	19	20	21	18	3	65	30.6%	28.4%	23.0%	24.4%	25.4%	20.0%	42	15	35.7%	27
34	慶應義塾大学	104	173	165	147	118	29	170	63.4%	63.8%	56.5%	46.4%	54.1%	29.3%	234	171	73.1%	63
35	國學院大学	1	6	4	6	0	6	49	50.0%	21.4%	10.0%	10.9%	0.0%	11.1%	35	9	25.7%	26
36	駒澤大学	1	8	11	5	1	4	43	5.6%	21.6%	23.4%	10.4%	4.5%	15.4%	34	9	26.5%	25
37	上智大学	17	40	50	40	26	14	104	33.3%	42.6%	41.7%	27.8%	31.3%	23.0%	78	46	59.0%	32
38	成蹊大学	11	16	17	14	9	5	54	44.0%	38.1%	37.8%	20.6%	23.7%	16.7%	47	21	44.7%	26
39	専修大学	9	19	20	17	15	2	66	17.6%	25.0%	22.7%	20.5%	23.4%	10.5%	42	16	38.1%	26
40	創価大学	8	20	13	12	5	7	64	57.1%	51.3%	21.7%	15.8%	27.8%	12.1%	40	19	47.5%	21
41	大東文化大学	4	4	6	3	0	3	40	21.1%	11.1%	16.2%	7.0%	0.0%	8.3%	30	5	16.7%	25
42	中央大学	131	153	196	162	136	26	211	54.8%	52.4%	55.7%	43.4%	54.4%	21.1%	217	143	65.9%	74
43	東海大学	0	2	4	3	0	3	47	0.0%	12.5%	11.8%	6.0%	0.0%	6.1%	23	4	17.4%	19
44	東洋大学	4	12	4	5	4	1	65	16.7%	27.3%	7.3%	7.1%	10.0%	3.3%	42	6	14.3%	36
45	日本大学	7	14	26	20	13	7	133	13.0%	12.6%	17.6%	13.1%	14.4%	11.1%	96	19	19.8%	77
46	法政大学	23	24	32	25	19	6	113	37.7%	18.8%	23.7%	18.1%	18.6%	16.7%	106	33	31.1%	73
47	明治大学	43	80	84	96	66	30	214	45.3%	40.0%	31.8%	31.0%	38.8%	21.4%	174	93	53.4%	81
48	明治学院大学	8	11	16	9	2	7	68	44.4%	20.4%	21.6%	11.7%	20.0%	10.4%	49	16	32.7%	33
49	立教大学	7	17	21	25	14	11	87	38.9%	28.8%	22.8%	22.3%	23.7%	20.8%	57	23	40.4%	34
50	早稲田大学	12	115	130	124	10	114	256	63.2%	51.6%	37.7%	32.6%	62.5%	31.3%	246	147	59.8%	99
51	神奈川大学	4	8	5	4	0	4	56	30.8%	32.0%	12.2%	6.7%	0.0%	7.1%	34	4	11.8%	30
52	関東学院大学	1	9	4	7	1	6	49	6.7%	39.1%	9.5%	12.5%	16.7%	12.0%	27	6	22.2%	21
53	桐蔭横浜大学		9	8	8	0	8	54		25.7%	12.7%	12.9%	12.9%	12.9%	47	16	34.0%	31
54	山梨学院大学	6	10	7	12	8	4	34	54.5%	32.3%	17.5%	26.1%	34.8%	17.4%	35	11	31.4%	24
55	愛知大学	13	7	16	20	12	8	21	72.2%	25.9%	45.7%	48.8%	57.1%	40.0%	26	10	38.5%	16
56	愛知学院大学			0	4	1	3	22			0.0%	15.4%	100.0%	12.0%				
57	中京大学		4	8	6	0	6	32		22.2%	22.2%	15.8%	0.0%	17.1%	21	9	42.9%	12
58	南山大学	5	10	15	18	7	11	41	50.0%	38.5%	30.6%	30.5%	50.0%	24.4%	27	15	55.6%	12
59	名城大学	2	6	5	7	4	3	30	40.0%	30.0%	16.1%	18.9%	57.1%	10.0%	21	7	33.3%	14
60	京都産業大学	0	7	4	1	0	1	50	0.0%	19.4%	8.9%	2.0%	0.0%	2.2%	47	11	23.4%	36
61	同志社大学	35	57	59	45	38	7	190	39.8%	35.4%	28.1%	19.1%	22.9%	10.1%	132	65	49.2%	67
62	立命館大学	27	62	59	60	45	15	183	26.5%	36.7%	28.8%	24.7%	26.5%	20.5%	132	52	39.4%	80
63	龍谷大学			2	5	0	5	43			8.3%	10.4%	10.4%	10.4%				
64	大阪学院大学		2	1	2	1	1	34		14.3%	3.6%	5.6%	16.7%	3.3%	36	2	5.6%	34
65	関西大学	18	32	38	35	26	9	172	36.0%	24.6%	20.3%	16.9%	18.7%	13.2%	130	40	30.8%	90
66	近畿大学	3	2	4	9	2	7	41	50.0%	11.8%	16.0%	18.0%	18.2%	17.9%	22	2	9.1%	20
67	関西学院大学	28	39	51	37	28	9	154	43.8%	30.0%	30.4%	19.4%	23.7%	12.3%	113	54	47.8%	59
68	甲南大学	5	11	12	17	8	9	76	27.8%	25.0%	16.9%	18.3%	22.9%	15.5%	39	10	25.6%	29
69	神戸学院大学	0	4	6	3	1	2	25	0.0%	36.4%	33.3%	10.7%	50.0%	7.7%	18	3	16.7%	15
70	姫路獨協大学	0	1	0	2	1	1	24	0.0%	5.3%	0.0%	7.7%	16.7%	5.0%	28	1	3.6%	27
71	広島修道大学		6	7	6	3	3	41		28.6%	20.0%	12.8%	60.0%	7.1%	29	9	31.0%	20
72	久留米大学	1	1	5	5	1	4	45	25.0%	3.4%	11.9%	10.0%	9.1%	10.3%	37	2	5.4%	35
73	西南学院大学	2	7	2	10	1	9	57	50.0%	25.0%	4.3%	14.9%	16.7%	14.8%	44	10	22.7%	34
74	福岡大学	3	6	10	7	2	5	31	60.0%	42.9%	30.3%	18.4%	50.0%	14.7%	21	11	52.4%	10
	計(平均)	1,009	1,851	2,065	2,043	1,266	777	5,349	48.3%	40.2%	33.0%	27.6%	38.7%	18.9%	4,415	2,123	48.1%	2,292

法科大学院修了者の多様な進路について

○国家公務員採用 I 種試験（行政、法律、経済区分）の法科大学院出身者数

		法科大学院	全体
		採用者数	
採用者数	平成18年度	3人（1.0%）	296人（100.0%）
	平成19年度	10人（3.4%）	295人（100.0%）
	平成20年度	17人（5.6%）	304人（100.0%）

（注）採用者数は、次年度の4月1日の採用者数であり、過年度試験名簿からの採用等を含む

※人事院調べ（人事院発表資料より抜粋）

○新規弁護士の組織内弁護士就職状況

修習期	弁護士一括登録日	弁護士数	時点	組織内弁護士推計【注】	割合		
59期	2006.12.3 2007.1.23	1,266	2007.5.8	11	0.87%		
60期	現	2007.9.5	1,247	2007.11.11	9	0.72%	1.33%
	新	2007.12.20	853	2008.2.6	19	2.23%	
61期	現	2008.9.3	538	2008.10.1	10	1.86%	3.15%
	新	2008.12.18	1,528	2009.2.3	55	3.60%	

（注）事務所名がなく、事務所住所等に「会社」等が入っているものを計上。組織内弁護士推計値は、一括登録日以降も多少増える場合がある。

※日弁連調べ（「弁護士白書2009年版」より抜粋）

法科大学院の入学定員見直し検討状況について

平成22年2月3日現在

No.	大学名	平成21年度 入学定員 (A)	平成22年度			①平成22年度以前に 入学定員を見直した ②平成23年度の入学 定員を見直す予定と 回答 のいずれかに該当	備考	H18年 度修了 者の合 格状況	H18年 度修了 者の未 合格者
			入学定員(B)	募集人員(C)	(A)-(C)				
1	北海道大学	100	80	80	20	○		55.8%	42
2	東北大学	100	80	80	20	○		72.2%	22
3	筑波大学	40	36	36	4	○			
4	千葉大学	50	40	40	10	○		70.9%	16
5	東京大学	300	240	240	60	○		75.9%	68
6	一橋大学	100	85	85	15	○		80.0%	18
7	横浜国立大学	50	40	40	10	○		43.6%	22
8	新潟大学	60	35	35	25	○		30.6%	25
9	金沢大学	40	25	25	15	○		35.5%	20
10	信州大学	40	18	18	22	○			
11	静岡大学	30	20	20	10	○			
12	名古屋大学	80	70	70	10	○		63.1%	24
13	京都大学	200	160	160	40	○		71.4%	54
14	大阪大学	100	80	80	20	○		55.8%	34
15	神戸大学	100	80	80	20	○		78.8%	17
16	島根大学	30	20	20	10	○		25.0%	21
17	岡山大学	60	45	45	15	○		50.0%	12
18	広島大学	60	48	48	12	○		51.7%	14
19	香川大学	30	20	20	10	○		30.0%	14
20	九州大学	100	80	80	20	○		41.8%	46
21	熊本大学	30	22	22	8	○		16.0%	21
22	鹿児島大学	30	15	15	15	○		10.3%	26
23	琉球大学	30	22	22	8	○		47.4%	10
24	首都大学東京	65	65	65	0	○		62.3%	23
25	大阪市立大学	75	60	60	15	○		57.7%	30
26	北海学園大学	30	30	30	0	○			
27	東北学院大学	50	30	30	20	○		29.4%	24
28	白鷗大学	30	25	25	5	○		15.0%	17
29	大宮法科大学院大学	100	70	70	30	○		20.3%	51
30	駿河台大学	60	48	48	12	○		13.0%	47
31	獨協大学	50	40	40	10	○		27.0%	27
32	青山学院大学	60	50	50	10	○		24.4%	34
33	学習院大学	65	50	50	15	○		35.7%	27
34	慶應義塾大学	260	260	260	0	○		73.1%	63

No.	大学名	平成21年度 入学定員 (A)	平成22年度			①平成22年度以前に 入学定員を見直した ②平成23年度の入学 定員を見直す予定と 回答 のいずれかに該当	備考	H18年 度修了 者の合 格状況	H18年 度修了 者の未 合格者
			入学定員(B)	募集人員(C)	(A)-(C)				
35	國學院大学	50	40	40	10	○		25.7%	26
36	駒澤大学	50	50	50	0	○		26.5%	25
37	上智大学	100	100	100	0	○		59.0%	32
38	成蹊大学	50	50	50	0	○		44.7%	26
39	専修大学	60	60	60	0	○		38.1%	26
40	創価大学	50	35	35	15	○		47.5%	21
41	大東文化大学	50	40	40	10	○		16.7%	25
42	中央大学	300	300	300	0	○		65.9%	74
43	東海大学	50	40	40	10	○		17.4%	19
44	東洋大学	50	40	40	10	○		14.3%	36
45	日本大学	100	100	100	0	○		19.8%	77
46	法政大学	100	100	100	0	○		31.1%	73
47	明治大学	200	170	170	30	○		53.4%	81
48	明治学院大学	80	60	60	20	○		32.7%	33
49	立教大学	70	70	70	0	○		40.4%	34
50	早稲田大学	300	300	300	0	○		59.8%	99
51	神奈川大学	50	35	35	15	○		11.8%	30
52	関東学院大学	30	30	30	0	○		22.2%	21
53	桐蔭横浜大学	70	60	60	10	○		34.0%	31
54	山梨学院大学	40	35	35	5	○		31.4%	24
55	愛知大学	40	40	40	0	○		38.5%	16
56	愛知学院大学	35	35	30	5	(平成22年度の募集人員を見直し)	平成23年度以降の入学定員を見直すかについては、他大学への情報提供不同意		
57	中京大学	30	30	30	0	○		42.9%	12
58	南山大学	50	50	50	0	○		55.6%	12
59	名城大学	50	40	40	10	○		33.3%	14
60	京都産業大学	60	40	40	20	○		23.4%	36
61	同志社大学	150	120	120	30	○		49.2%	67
62	立命館大学	150	150	150	0	○		39.4%	80
63	龍谷大学	60	30	30	30	○			
64	大阪学院大学	50	45	45	5	○		5.6%	34
65	関西大学	130	130	130	0	○		30.8%	90
66	近畿大学	60	40	40	20	○		9.1%	20
67	関西学院大学	125	125	125	0	○		47.8%	59
68	甲南大学	60	50	50	10	○		25.6%	29
69	神戸学院大学	60	35	35	25	○		16.7%	15
70	姫路獨協大学	30	20	20	10	○		3.6%	27
71	広島修道大学	50	30	30	20	○		31.0%	20
72	久留米大学	40	30	30	10	○		5.4%	35
73	西南学院大学	50	35	35	15	○		22.7%	34
74	福岡大学	30	30	30	0	○		52.4%	10
計		5,765	4,909	4,904	861			48.1%	2,292

法科大学院特別委員会による各法科大学院の改善状況調査の概要

1. 法科大学院特別委員会報告による改善方策の提言

「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について（報告）」（平成21年4月17日）において、法科大学院教育の改善方策が提言された。

その中で、各法科大学院の取組状況を把握し、改善を継続的に促していく組織を法科大学院特別委員会の下に設置することとされた。

2. 各法科大学院の改善状況調査

（1）ワーキング・グループの設置（平成21年2月24日）

法科大学院関係者，法務省参事官，司法研修所教官，弁護士により構成。第1回目の調査結果を，平成22年1月22日開催の同委員会で報告。

（2）改善状況調査の実施方法（平成21年4月～平成22年1月）

- ① 書面調査（平成21年4月～）：現状及び改善のための取組（予定も含む。）の提出を求め，その内容を分析（74校）
- ② ヒアリング（平成21年7月～）：①の結果，入学者や修了者の質の確保に課題がある，または改善の取組が不十分とされる法科大学院に対して実施（40校）。
- ③ 実地調査（平成21年10月～）：②の結果，より詳細な調査・確認が必要と判断された法科大学院に対し，学生との面談や授業見学，定期試験問題・答案の確認等により実施（26校）。

（3）改善状況調査結果の概要

- 改善の努力の継続が必要…12校（国立3校，私立9校）
- 大幅な改善が必要…14校（国立3校，私立11校）

3. 今後の取組

- 今後の入学者選抜の結果等の状況を踏まえ，引き続き改善状況調査を継続し，特別委員会に報告予定。
- ワーキング・グループより法科大学院の組織見直しの促進策が必要との指摘があった。法科大学院特別委員会として今後検討し，年度内に取りまとめ予定。

平成 21 年 4 月中央教育審議会法科大学院特別委員会報告を 踏まえた各法科大学院の改善状況（まとめ）

平成 22 年 1 月 22 日
中央教育審議会大学分科会
法科大学院特別委員会
第 3 ワーキング・グループ

1. はじめに

平成 21 年 4 月の中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会報告¹（以下「特別委員会報告」という。）で、

①各法科大学院で教育活動が法令に従って適切に行われているか

②改善のための真摯な取組が推進されているか

について、フォローアップを行うための組織を設置することが提言された。

その上で、実態を把握しながら、必要な改善を各法科大学院に対して継続的に促していく仕組みを構築することが求められた²。

本まとめは、本ワーキング・グループが特別委員会報告の提言を踏まえ、平成 21 年 4 月からすべての法科大学院の協力のもと実施してきた、法科大学院教育の改善状況についてのフォローアップの結果をまとめたものである。

各法科大学院に対しては、本まとめで指摘した課題を踏まえ、引き続き教育の質の向上に向けた取組が行われることを期待したい。

2. フォローアップの実施経過について

本ワーキング・グループは、フォローアップを実施するための基礎情報を把握するため、平成 21 年 4 月にすべての法科大学院に対し、特別委員会報告を踏ま

¹ 平成 21 年 4 月 17 日中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について（報告）」

² 平成 21 年 9 月 14 日に開催された法科大学院特別委員会でも、座長談話として、平成 22 年度の入学者選抜の厳格化や平成 23 年度の入学定員の見直しについて、文部科学省と本ワーキング・グループが連携し、各法科大学院に対して強く促していくことが求められている。

えた現状の分析及び改善のための取組（検討中のものも含む。）を提示するよう依頼した。

本ワーキング・グループでは、すべての法科大学院から提示された現状の分析及び改善のための取組について精査した。

その結果、主に以下に掲げる観点に該当すると考えられ、かつ、不明な部分の把握や改善のための取組に関する実効性の確認等が必要と判断される法科大学院に対してはヒアリングを実施することとした。その結果、40 の法科大学院からヒアリングを実施した。

【ヒアリング実施に関する観点】

- ① 入学者選抜における競争倍率が低いなど、今後、入学者の質の確保がさらに困難となることが懸念される。
- ② 新司法試験の合格者数が著しく少ない、または合格率が平均の半分未満の状況が継続しているなど、修了者の質の確保に早急に取り組む必要がある。
- ③ 現状の分析が不十分ではないかと懸念される。
- ④ 改善のための取組が不十分ではないかと懸念される、またはその内容が不明確である。

さらに、ヒアリングの結果、法科大学院の現状や改善のための取組等をより詳細に確認し、さらにフォローアップを行う必要があると判断された場合は、在籍中の法科大学院生との意見交換や授業の見学等による実地調査を実施することとした。その結果、26 の法科大学院に対して実地調査を実施した。

フォローアップの実施経過については次のとおり。

平成 21 年 2 月 24 日	第 3 ワーキング・グループ設置
平成 21 年 4 月 17 日	法科大学院特別委員会（「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について（報告）」）
平成 21 年 6 月 5 日	法科大学院特別委員会（審議状況報告）
平成 21 年 7 月	ヒアリング（40 校）
平成 21 年 8 月 3 日	法科大学院特別委員会（審議状況報告）
平成 21 年 10 月	
～平成 22 年 1 月	実地調査（26 校）
平成 21 年 12 月 3 日	法科大学院特別委員会（審議経過報告）

3. フォローアップの結果について

フォローアップの結果、本ワーキング・グループとしては、以下のような所感を得た。

【全体的な取組状況について】

すべての法科大学院で特別委員会報告の提言を踏まえた改善の取組に着手されており、多くの法科大学院で意欲的な取組がなされていることがうかがえた。

【フォローアップで見られた課題について】

- (1) 現在実施中の平成 22 年度入学者選抜で、競争倍率 2 倍を下回る結果となる合格者数を出すなど、入学者の質の確保に対する意識が低いのではないかと懸念される法科大学院がみられる。
- (2) 学生との意見交換を実施した結果、授業に対する学生の満足度が高い法科大学院が多数ある一方で、学生と教員の意思疎通が十分図られていない結果、学生の授業に対する満足度や期待度が低い法科大学院もみられる。
- (3) 定期試験問題及び答案について一部の科目につき確認したところ、次のような問題のある法科大学院がみられる。
 - ① 可とされた答案の中に、不可相当ではないかと考えられる答案が少なからずみられる。
 - ② 試験問題の内容・難易度・出題形式等で、法科大学院生としての学修到達度を測るのに適切か疑問を感じさせる問題がみられる。

とくに、このような法科大学院は、概して、厳格な成績評価の観点からも問題があるとみられる。
- (4) 入学者選抜における志願状況や新司法試験合格状況が芳しくないにもかかわらず、その原因の分析に着手していないまたはそれが不十分であり、かつ的確な対応策を講じていない法科大学院がみられる。
- (5) 受験時または入学時に法科大学院を選ぶ際に、個々の法科大学院における新司法試験合格実績や教育内容についてほとんど意識しないで、新司法試験の合格は自らの努力の問題であると認識している学生も少なからずみられる。

【個別の法科大学院における所見について】

※ 別表に記載

4. 今後の取組について

今後、本ワーキング・グループは、平成 22 年度入学者選抜の結果等の法科大学院を巡る状況も踏まえながら、さらに必要と判断した法科大学院を中心に引き続きフォローアップを実施し、その結果について随時本委員会に報告していく予定である。

【別表】フォローアップ資料

平成22年1月14日現在

No.	大学名	入学定員関係		入学者数	競争倍率	新司法試験合格者数				新司法試験合格率				H18年度修了者の新司法試験合格状況			ヒアリング	実地調査	
		入学定員H21	募集人員H22			H21	H21	H18	H19	H20	H21	H18	H19	H20	H21	H18年度修了者数(A)		合格者数計(B)	B/A
1	北海道大学	100	80	93	3.13	26	48	33	63	70.3%	49.0%	30.6%	40.4%	95	53	55.8%			
2	東北大学	100	80	102	2.63	20	47	59	30	47.6%	49.0%	46.5%	19.5%	79	57	72.2%			
3	筑波大学	40	36	40	5.58	/	/	5	3	/	/	19.2%	8.8%	/	/	/			
4	千葉大学	50	40	41	8.51	15	40	34	24	57.7%	64.5%	49.3%	37.5%	55	39	70.9%			
5	東京大学	300	240	274	3.08	120	178	200	216	70.6%	58.6%	54.6%	55.5%	282	214	75.9%			
6	一橋大学	100	85	103	4.48	44	61	78	83	83.0%	63.5%	61.4%	62.9%	90	72	80.0%			
7	横浜国立大学	50	40	50	5.25	5	13	24	20	50.0%	34.2%	36.9%	25.3%	39	17	43.6%			
8	新潟大学	60	35	29	1.83	5	8	9	14	50.0%	22.2%	18.0%	17.3%	36	11	30.6%	●		
9	金沢大学	40	25	19	1.68	1	8	4	11	50.0%	33.3%	8.5%	22.4%	31	11	35.5%	●		
10	信州大学	40	18	17	1.87	/	/	0	4	/	/	0.0%	15.4%	/	/	/	●	●	改善のための取組が実施され、今後一定の成果が見込まれると考えられる。しかしながら、平成19年度修了生については、依然として合格者が1人とどまるなど、新司法試験についても相当に厳しい合格状況にあることを考えれば、継続的にフォローアップを実施する必要がある。
11	静岡大学	30	20	23	1.75	/	/	2	4	/	/	11.8%	11.1%	/	/	/	●	●	組織的なFD活動が十分機能していないと考えられ、個々の教員による授業内容の検討も十分とはいえない点がある。また、具体的改善方策の検討も進んでいない状況であることから、改善が着実に実施されているとは言いがたい。さらに、新司法試験の合格状況も相当に厳しいことも踏まえれば、重点的にフォローアップを実施する必要がある。
12	名古屋大学	80	70	91	2.95	17	41	32	40	60.7%	63.1%	32.7%	33.3%	65	41	63.1%			
13	京都大学	200	160	206	3.37	87	135	100	145	67.4%	64.0%	41.5%	50.3%	189	135	71.4%			
14	大阪大学	100	80	99	3.15	10	32	49	52	47.6%	43.8%	38.6%	33.5%	77	43	55.8%			
15	神戸大学	100	80	97	4.15	40	46	70	73	64.5%	50.5%	54.7%	49.0%	80	63	78.8%			
16	島根大学	30	20	18	1.74	1	3	4	1	100.0%	16.7%	15.4%	4.3%	28	7	25.0%	●	●	授業内容・方法・評価について、教員と学生との間で十分な共通理解が図られていないと思われる。また、学生面談の結果、基本的な理解を十分身につけたという自信を持っていないまま修了する者も少なからずいるのではないかと推測される。さらに、平成20、21年新司法試験では受け控えが多く、新司法試験の合格状況も相当に厳しいことを踏まえれば、継続的にフォローアップを実施する必要がある。
17	岡山大学	60	45	51	1.41	4	10	11	13	33.3%	43.5%	31.4%	25.0%	24	12	50.0%			
18	広島大学	60	48	58	1.66	3	11	19	21	25.0%	34.4%	36.5%	25.0%	29	15	51.7%			
19	香川大学	30	20	15	1.52	/	3	3	3	/	33.3%	14.3%	7.1%	20	6	30.0%	●	●	授業科目間での内容の調整が図られていないなど、組織的な改善に取り組むことが必要であるという認識が不十分である。さらに、新司法試験の合格状況も相当に厳しいことなども踏まえれば、重点的にフォローアップを実施する必要がある。
20	九州大学	100	80	99	3.05	7	29	38	46	53.8%	39.2%	36.2%	26.4%	79	33	41.8%			

No.	大学名	入学定員関係		入学者数	競争倍率	新司法試験合格者数				新司法試験合格率				H18年度修了者の新司法試験合格状況			ヒアリング	実地調査	
		入学定員H21	募集人員H22			H21	H21	H18	H19	H20	H21	H18	H19	H20	H21	H18年度修了者数(A)		合格者数計(B)	B/A
21	熊本大学	30	22	35	1.69	1	2	7	5	25.0%	10.0%	21.2%	15.6%	25	4	16.0%	●		
22	鹿児島大学	30	15	14	1.56		2	1	2	8.0%	4.3%	5.7%	29	3	10.3%	●	●	大学側の改善方針が一部学生側に伝わっていない部分があると思われる。また、授業内容の検討や学生への情報提供などについて組織的な取組が不十分な状況にあると考えられる。さらに、新司法試験についても相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、改善が着実に実施されているとは言い難く、重点的にフォローアップを実施する必要がある。	
23	琉球大学	30	22	29	2.21		7	3	4	43.8%	12.5%	10.0%	19	9	47.4%	●	●	改善の努力は行われているものの、組織的なFDの取組が十分に実施されていないと考えられる。また、入学選抜でも厳しい状況にある。さらに、新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、継続的にフォローアップを実施する必要がある。	
24	首都大学東京	65	65	63	8.32	17	28	39	34	43.6%	40.6%	49.4%	39.1%	61	38	62.3%			
25	大阪市立大学	75	60	74	3.58	18	31	33	24	69.2%	43.1%	40.2%	25.0%	71	41	57.7%			
26	北海学園大学	30	30	20	1.94			2	7			15.4%	29.2%				●		
27	東北学院大学	50	30	18	1.53		3	7	4	9.4%	18.9%	12.1%	34	10	29.4%	●	●	学生の質の確保が相当困難となっているにもかかわらず、入学選抜での競争性の確保に関する取組や教育内容・方法の改善のための取組が十分なされていないと思われる。さらに、新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、改善が着実に実施されているとは言い難く、重点的にフォローアップを実施する必要がある。	
28	白鷗大学	30	25	16	1.39	3	4	2	4	50.0%	21.1%	9.5%	16.7%	20	3	15.0%	●	●	改善のための取組が実施されているものの、入学選抜の状況などからみて、なお、競争的環境の下で質の高い学生を確保できるか懸念がある。さらに、新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、継続的にフォローアップを実施する必要がある。
29	大宮法科大学院大学	100	70	47	1.56		6	16	12	14.0%	19.8%	14.8%	64	13	20.3%	●			
30	獨協大学	50	40	40	1.45		6	8	5	20.0%	20.0%	7.6%	37	10	27.0%	●	●	授業内容や方法の改善に向けた取組は一定程度行われているものの、入学選抜の状況や新司法試験の結果を踏まえた改善策について、組織的な取組がまだまだ十分とはいえない。さらに、新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、継続的にフォローアップを実施する必要がある。	
31	駿河台大学	60	48	61	1.35	2	9	11	4	9.5%	19.6%	13.1%	5.0%	54	7	13.0%	●	●	改善の取組は実施されているが、改善効果が認められる段階に至っていないとはいえない。厳格な成績評価・修了認定の徹底などについては、改善が十分な状況に達しているとはいえない。さらに、新司法試験の合格状況も相当に厳しいことも踏まえれば、継続的にフォローアップを実施する必要がある。
32	青山学院大学	60	50	33	3.27	5	7	15	8	35.7%	17.5%	24.6%	9.0%	45	11	24.4%	●		
33	学習院大学	65	50	49	3.94	15	19	20	21	30.6%	28.4%	23.0%	24.4%	42	15	35.7%			
34	慶應義塾大学	260	260	248	3.27	104	173	165	147	63.4%	63.8%	56.5%	46.4%	234	171	73.1%			
35	國學院大学	50	40	31	2.09	1	6	4	6	50.0%	21.4%	10.0%	10.9%	35	9	25.7%	●	●	教育内容や方法の改善や成績評価の厳格化に向けた取組は一定程度行われているものの、入学者の質の確保に向けて改善の取組が十分になされていないとは言い難い。さらに、新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、継続的にフォローアップを実施する必要がある。

No.	大学名	入学定員関係		入学者数	競争倍率	新司法試験合格者数				新司法試験合格率				H18年度修了者の新司法試験合格状況			ヒアリング	実地調査	
		入学定員H21	募集人員H22			H21	H21	H18	H19	H20	H21	H18	H19	H20	H21	H18年度修了者数(A)		合格者数計(B)	B/A
36	駒澤大学	50	50	33	2.03	1	8	11	5	5.6%	21.6%	23.4%	10.4%	34	9	26.5%	●		
37	上智大学	100	100	109	5.44	17	40	50	40	33.3%	42.6%	41.7%	27.8%	78	46	59.0%			
38	成蹊大学	50	50	52	4.45	11	16	17	14	44.0%	38.1%	37.8%	20.6%	47	21	44.7%			
39	専修大学	60	60	47	3.55	9	19	20	17	17.6%	25.0%	22.7%	20.5%	42	16	38.1%	●		
40	創価大学	50	35	41	3.52	8	20	13	12	57.1%	51.3%	21.7%	15.8%	40	19	47.5%			
41	大東文化大学	50	40	41	1.24	4	4	6	3	21.1%	11.1%	16.2%	7.0%	30	5	16.7%	●	●	厳格な成績評価が実施されていない科目が一部にみられ、成績評価の在り方に問題がある。個々の教員の成績評価の厳格性に対する認識も不十分であり、組織的なFD活動や改善への取組がなされているとはうかがえない。また、入学者選抜での競争性確保に向けた改善も不十分である。さらに、新司法試験についても相当厳しい合格状況にあることも踏まえれば、改善が着実に実施されているとは言い難く、重点的にフォローアップを実施する必要がある。
42	中央大学	300	300	291	4.43	131	153	196	162	54.8%	52.4%	55.7%	43.4%	217	143	65.9%			
43	東海大学	50	40	21	1.22	0	2	4	3	0.0%	12.5%	11.8%	6.0%	23	4	17.4%	●	●	入学者選抜は実質的に機能しておらず、入学者の質が十分確保されていないといえる。また、教員間の連携による、教員の資質能力の向上や授業内容の質の向上への取組が不十分である。さらに、新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、改善が着実に実施されているとは言い難く、重点的にフォローアップする必要がある。
44	東洋大学	50	40	30	1.98	4	12	4	5	16.7%	27.3%	7.3%	7.1%	42	6	14.3%	●	●	改善の努力は行われているものの、いずれについても現状を大きく好転させるまでには至っていないと思われる。特に厳格な成績評価・修了認定の徹底に関する取組自体も未だ不明確な部分が見られ、入学者や教員の質の確保などでも相当厳しい状況にある。さらに、新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、改善が着実に実施されているとは言い難く、重点的にフォローアップを実施する必要がある。
45	日本大学	100	100	105	1.84	7	14	26	20	13.0%	12.6%	17.6%	13.1%	96	19	19.8%	●	●	入学定員の見直しなどの入学者の質の確保や、厳格な成績評価などの修了者の質の保証などに向けた取組が十分に行われていないにもかかわらず、改善の必要性があることに対する十分な認識がなされていないと思われる。さらに、新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、改善が着実に実施されているとは言い難く、重点的にフォローアップを実施する必要がある。
46	法政大学	100	100	87	2.55	23	24	32	25	37.7%	18.8%	23.7%	18.1%	106	33	31.1%			
47	明治大学	200	170	175	3.79	43	80	84	96	45.3%	40.0%	31.8%	31.0%	174	93	53.4%			
48	明治学院大学	80	60	57	1.62	8	11	16	9	44.4%	20.4%	21.6%	11.7%	49	16	32.7%			
49	立教大学	70	70	75	3.76	7	17	21	25	38.9%	28.8%	22.8%	22.3%	57	23	40.4%			
50	早稲田大学	300	300	275	2.72	12	115	130	124	63.2%	51.6%	37.7%	32.6%	246	147	59.8%			
51	神奈川大学	50	35	20	2.21	4	8	5	4	30.8%	32.0%	12.2%	6.7%	34	4	11.8%	●	●	授業方法や定期試験問題について、学修到達度を的確に認識したうえでの改善を行うべき点がみられる。また、カリキュラムの構成意図が学生側に十分伝わっているかについて懸念がある。さらに、新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、継続的にフォローアップを実施する必要がある。
52	関東学院大学	30	30	16	1.47	1	9	4	7	6.7%	39.1%	9.5%	12.5%	27	6	22.2%	●	●	授業内容や方法の改善に向けた取組は一定程度行われているものの、入学者選抜の改善に向けた取組が十分なされていない。さらに、新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、継続的にフォローアップを実施する必要がある。

No.	大学名	入学定員関係		入学者数	競争倍率	新司法試験合格者数				新司法試験合格率				H18年度修了者の新司法試験合格状況			ヒアリング	実地調査	
		入学定員H21	募集人員H22			H21	H21	H18	H19	H20	H21	H18	H19	H20	H21	H18年度修了者数(A)		合格者数計(B)	B/A
53	桐蔭横浜大学	70	60	53	1.81		9	8	8	25.7%	12.7%	12.9%	47	16	34.0%	●	●	成績評価の厳格化に向けた取組に着手しているものの、教員組織のあり方や教育方法などについての改善がなお不十分であると考えられる。さらに、新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、継続的にフォローアップを実施する必要がある。	
54	山梨学院大学	40	35	21	3.33	6	10	7	12	54.5%	32.3%	17.5%	26.1%	35	11	31.4%			
55	愛知大学	40	40	28	2.14	13	7	16	20	72.2%	25.9%	45.7%	48.8%	26	10	38.5%			
56	愛知学院大学	35	30	16	1.20				4			0.0%	15.4%				●	●	法科大学院として、改善の必要性が正しく認識されていないため、成績上位者による予備校の答案練習を組織的に支援するなど、受け入れた学生を自ら責任を持って教育しようという意識が希薄であり、法科大学院での教育を中心とした教育課程および学修指導体制を再構築する必要がある。また、入学者選抜での競争性確保についても深刻な状況にあるにもかかわらず適切な方策がとられないままであり、改善計画自体も全般的に不明確である。さらに、新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、改善が着実に実施されているとは言い難く、特に重点的にフォローアップを実施する必要がある。
57	中京大学	30	30	23	1.64		4	8	6	22.2%	22.2%	15.8%	21	9	42.9%				
58	南山大学	50	50	36	1.91	5	10	15	18	50.0%	38.5%	30.6%	30.5%	27	15	55.6%			
59	名城大学	50	40	50	1.55	2	6	5	7	40.0%	30.0%	16.1%	18.9%	21	7	33.3%	●		
60	京都産業大学	60	40	19	1.52	0	7	4	1	0.0%	19.4%	8.9%	2.0%	47	11	23.4%	●	●	成績評価の厳格化など改善の取組が進められているが、すべての教員にそれが徹底されているとは言い難い状況にあると思われる。また、それぞれの授業でも到達度を見据えて責任をもって学生を教育するという共通の認識のもとに行われているとはうかがえない。入学者選抜の状況からみて、質の確保についても不十分である。さらに、新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、改善が着実に実施されているとは言い難く、重点的にフォローアップを実施する必要がある。
61	同志社大学	150	120	136	1.89	35	57	59	45	39.8%	35.4%	28.1%	19.1%	132	65	49.2%			
62	立命館大学	150	150	139	1.92	27	62	59	60	26.5%	36.7%	28.8%	24.7%	132	52	39.4%			
63	龍谷大学	60	30	31	1.66			2	5			8.3%	10.4%				●	●	改善のための取組が実施されているものの、入学者選抜での競争倍率が低く、入学者の質の確保に懸念が見られる。さらに新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、継続的にフォローアップを実施する必要がある。
64	大阪学院大学	50	45	33	1.19		2	1	2		14.3%	3.6%	5.6%	36	2	5.6%	●	●	厳格な成績評価が実施されていない科目が一部みられるなど、成績評価の在り方に重大な問題があるにもかかわらず、対策が講じられていない。また、学生に対して到達レベルを明確にした教育を行うための組織的な取組もなされていない。また、入学者選抜状況を踏まえた入学定員見直しなどの入学者の質の確保に関する認識と取組も不十分である。さらに、新司法試験についても相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、改善が着実に実施されているとは言い難く、重点的にフォローアップが必要である。
65	関西大学	130	130	128	1.97	18	32	38	35	36.0%	24.6%	20.3%	16.9%	130	40	30.8%	●		

No.	大学名	入学定員関係		入学者数	競争倍率	新司法試験合格者数				新司法試験合格率				H18年度修了者の新司法試験合格状況			ヒアリング	実地調査	
		入学定員H21	募集人員H22			H21	H21	H18	H19	H20	H21	H18	H19	H20	H21	H18年度修了者数(A)		合格者数計(B)	B/A
66	近畿大学	60	40	23	1.34	3	2	4	9	50.0%	11.8%	16.0%	18.0%	22	2	9.1%	●	●	学生の要望などを踏まえ、授業内容や方法の改善のための取組は一定程度行われている。しかし、入学者選抜の状況とそれに伴う入学者の質の確保、少人数をいかにした取組など、いまだ改善が十分とはいえない。さらに、新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、継続的にフォローアップする必要がある。
67	関西学院大学	125	125	135	1.59	28	39	51	37	43.8%	30.0%	30.4%	19.4%	113	54	47.8%			
68	甲南大学	60	50	49	1.74	5	11	12	17	27.8%	25.0%	16.9%	18.3%	39	10	25.6%	●		
69	神戸学院大学	60	35	30	1.30	0	4	6	3	0.0%	36.4%	33.3%	10.7%	18	3	16.7%	●	●	競争倍率を2倍に近づける努力は行っているものの、質の高い入学者の確保の見通しが立っているとはいえない。また、新司法試験の合格状況に関する分析・認識が不十分であり、授業や成績評価の改善効果が認められる段階にまではいたっていない。さらに、新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、改善が着実に実施されているとはいえず、重点的にフォローアップを実施する必要がある。
70	姫路獨協大学	30	20	5	1.88	0	1	0	2	0.0%	5.3%	0.0%	7.7%	28	1	3.6%	●	●	入学者選抜が実質的に機能していないため、入学者の質が十分確保されていないといえる。入学者の質の確保のための今後の取組も不明確である。さらに、新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、改善が着実に実施されているとはいえず、重点的にフォローアップを実施する必要がある。
71	広島修道大学	50	30	27	1.15	6	7	6	6	28.6%	20.0%	12.8%	29	9	31.0%	●			
72	久留米大学	40	30	17	1.36	1	1	5	5	25.0%	3.4%	11.9%	10.0%	37	2	5.4%	●	●	教育方法やカリキュラムの改善に向けた取組は開始されているものの、法科大学院で必要とされる到達度に対する認識や教育の改善の方向性についてなお検討すべき課題も多々ある。また、入学者の質の確保のための取組も十分とは思われない。さらに、新司法試験についても相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、改善が着実に実施されているとはいえず、重点的にフォローアップを実施する必要がある。
73	西南学院大学	50	35	36	1.15	2	7	2	10	50.0%	25.0%	4.3%	14.9%	44	10	22.7%	●		
74	福岡大学	30	30	31	1.37	3	6	10	7	60.0%	42.9%	30.3%	18.4%	21	11	52.4%	●		
計(平均)		5,765	4,904	4,844	2.81	1,009	1,851	2,065	2,043	48.3%	40.2%	33.0%	27.6%	4,415	2,123	48.1%	40校		26校

※ 競争倍率は、小数点以下第3位を四捨五入。新司法試験合格率は、小数点以下第2位を四捨五入。

※ 平成22年度の入学定員は、現時点で未確定のため、募集人員を記載。募集人員は、各大学から提出のあった平成22年度学生募集要項等から抜粋。